

営繕工事における週休2日促進工事実施要領

1 目的

本要領は、営繕課（東部建築住宅事務所及び各総合事務所環境建築局を含む。）が発注する営繕工事（以下、「工事」という。）における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

① 完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、原則として、土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

なお、土曜日または日曜日に現場作業を行う必要がある場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日に指定できるものとする。

② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

3 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日

対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達している状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達している状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達している状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含むものとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 対象工事

全ての工事に適用する。

ただし、発注者が施工条件等により対応が困難と判断した工事は対象外とすることができる。

5 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 週休2日Ⅰ型

発注者が「完全週休2日」の達成を指定して受注者が取り組む方式

② 週休2日Ⅱ型

発注者が「月単位の週休2日」の達成を指定して受注者が取り組む方式。なお、受注者が工事着手前に「完全週休2日」に取り組むことを発注者と協議した場合は、「完全週休2日」に取り組むことができる。

6 積算方法等

週休2日促進工事における、共通費の補正、単価の補正及び設計変更時の取扱いにあつては、鳥取県公共建築工事積算基準（以下、「積算基準」という。）Ⅲ3（9）及び4による。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 受注者は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画書」（別紙1、以下「計画書」という。）を工事着手日までに監督員に提出し、監督員は完全週休2日、月単位の週休2日または通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定は、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と監督員が協議し決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整した上で計画書を作成する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）予定日の減少が生じる恐れがある場合には、週休2日の確保状況を確認する。

- ・ 監督職員は、上記の確認の結果、必要に応じて、受注者に対し変更計画書の提出を求めることができる。
- ③ 工事完成時
- ・ 受注者は、発注者に提出した計画書に基づく休日等の取得の実績（対象期間末期の見込みを含む）が確認できる「休日等取得実績書」（別紙2、以下「実績書」という。）を作成し、工期末の14日前または監督員が指示する日のいずれか早い日までに監督職員へ提出する。
- ④ その他留意事項
- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。
 - ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮すること。
 - ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施すること。
 - ・ 工事一時中止を行う場合など対象期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議すること。
 - ・ 監督職員は、受注者が統括安全衛生責任者を選任している場合でその者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際には、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息となる場合の体制について必要な調整を行うこと。

(2) 週休2日促進工事の見える化

受注者は、施設管理者の承諾を得て週休2日促進工事である旨のPR看板等を仮囲い等外部から見やすい位置に設置すること。

(3) 適正な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、工期のしわ寄せが関係する全ての工事において生じないよう適正な施工期間の設定に努めること。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用すること。

8 工事費の補正等

① 週休2日Ⅰ型

「完全週休2日」の達成を前提に、積算基準Ⅲ3(9)①の補正係数により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認した結果、「完全週休2日」が未達成の場合は、補正係数を積算基準Ⅲ3(9)②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

また、「完全週休2日」を希望しない場合も同様に減額変更する。

なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

② 週休2日Ⅱ型

「月単位の週休2日」の達成を前提に、積算基準Ⅲ3(9)②の補正係数により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

受注者が工事着手前に「完全週休2日」の取組を希望し、協議した上で、「完全週休2日」が達成できた場合は、積算基準Ⅲ3(9)①の補正係数により現場管理費を補正して増額変更を行う。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認した結果、「月単位の週休2日」が未達成の場合、または工事着手前に受注者が「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合は、積算基準Ⅲ3(9)②の補正係数を除し、請負代金額のうち労務費の補正分を減額変更する。

なお、契約変更においては、契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

9 対象工事である旨等の明示

週休2日促進工事の対象であるか否かの明示は、次に掲げる入札方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合：入札公告及び現場説明書
- ② 指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- ③ 随意契約：現場説明書

10 その他

(1) アンケート調査等の実施

週休2日促進工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するため、受注者に対し次のとおりアンケート調査を実施する。

- ・受注者は、工事完成日から10日以内に別に定めるアンケート調査に回答し、監督職員に提出するものとする。
- ・監督職員は、受注者から提出されたアンケートの回答を営繕課に提出するものとする。
- ・受注者（下請業者を含む。）は、工事期間中または完成後に県が実施する聞き取り調査に協力すること。

(2) 実績の共有

週休2日促進工事を拡大するため、監督職員は実施した週休2日促進工事の計画書及び実績書を営繕工事データベースに添付し、県営繕担当職員同士の実績の共有を図る。

(3) 工事成績評定

週休2日促進工事において、完全週休2日、月単位の週休2日または通期の週休2日が達成出来なかった場合であっても、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。

(4) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施に当たって、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係企業に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に調達公告する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日以降に調達公告する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月22日以降に開札する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月24日以降に調達公告する建設工事から適用する。

附則

この要領は、令和8年4月24日以降に調達公告する建設工事から適用する。